

早期の復興・再生に向けた仕組みの見直しについて ～ 年末の協議会のとりまとめの対応方針のイメージ(案) ～

被災地における早期の復興・再生を促進するためには、科学技術の研究・開発の成果の社会への実装・還元が肝要。

このため、「被災地の早期の復興・再生」に焦点をあてた議論をし、仕組みの見直しの提案と、なお一層進めていくべき主な取り組みについてまとめる。

1. 被災地の早期の復興・再生を、科学技術を用いて加速するための仕組みの見直し

東日本大震災においては、東日本大震災特別区域法等によって、各分野の規制・手続きの特例、税制上の特例措置等が講じられている。また、この特例は、地方公共団体や民間実施団体の提案、「国と地方の協議会」の協議を経て、別表に適宜追加・充実していくこととされている。

しかし、この他に、今後の大規模災害発生時を含めた被災地の早期の復興・再生を、平常時とは異なる条件の下で、科学技術を活用して進めていくために、恒久的な制度として備えておくべき課題がある。

一方、今回、被災地だけが抱える課題に留まらず、例えば少子高齢化や人口減少が進む社会システム等の下での課題として顕在化し、科学技術を利活用した推進に取り組むべきものもある。

これら平常時や過去とは異なる条件下での仕組みの見直しを考えるべきである。

2. 被災地の早期の復興・再生を、技術開発成果と教訓を活かして加速するための取り組みの推進

被災地の早期の復興・再生に向けた仕組みの見直しについて議論を進める中で、技術開発の成果を被災地で活かすための取り組み、得られた教訓を今後活かすための取り組みとして進めるべきものとするものを以下に記す。

- (1) 新たな技術を活用した「創業・雇用の拡大」や「街づくりの推進」の促進する仕組みの充実と、利活用事例を共有する仕組みづくり
- (2) 被災時あるいは復興過程で得られた教訓を、共有・伝承・活用するための「復興学」の推進
- (3) 十分進んでいない減災技術などの研究分野の推進